

当初決定	S32.12.7	最終決定	S51.7.23	経過年数	52 年
代表幅員	12 m	車線数	一 車線	区間延長	560 m
区間の起終点	鵠沼新屋敷線南東	～	片瀬辻堂線	幹線街路の種別	補助幹線街路

区間の概況

・藤沢駅鵠沼海岸線は、都市幹線街路である鵠沼奥田線と主要幹線街路である国道134号とを結び藤沢駅と鵠沼海岸を連絡するとともに、地区内に発生集中する交通を効率的に集散させる機能を持つ補助幹線街路である。当該区間は、鵠沼新屋敷線と片瀬辻堂線の間の区間であり、その計画地は、第一種低層住居専用地域の住宅地であり、住宅が建ち並んでいる。片瀬辻堂線と交差する150m手前から狭小な現道が存在する。区間の一部が鵠沼風致地区の区域内である。

必要性の検証結果		指点「藤沢」へのアクセス機能を有する。		46
(参考) 必要性の評価点		1 自動車の交通機能		
		2 歩行者・自転車の交通機能	江ノ電柳小路駅及び鵠沼駅等からの徒歩圏に位置し、人口密度も高いことから、歩行者・自転車の利用者は多く見込まれる。	51
		3 環境機能	既存の街路樹と湘南海岸公園を結び緑のネットワーク化の効果が期待される。	51
		4 防災機能	沿道付近の延焼危険度が「4」と高く、延焼遮断帯としての機能が期待されるほか防災活動道路へ位置付けており、避難路、輸送路としての機能が期待される。	61
		5 市街地形成機能 土地利用との整合	沿道の用途地域は第一種低層住居専用地域であるので、土地の高度利用等については、想定していない。	42
		6 他事業との整合	関連する他事業はない。	44
		7 まちづくりとの整合	現行都市マスターplanの鵠沼地区構想において、「優先順位の検討を行い、整備を促進する」と位置付けている。	51
その他（廃止した場合の影響等）				
廃止した場合の影響				
・防災活動道路に位置付けられており、代替路線が必要である。 ・路線としての連続性が確保できない。				

総合的判断

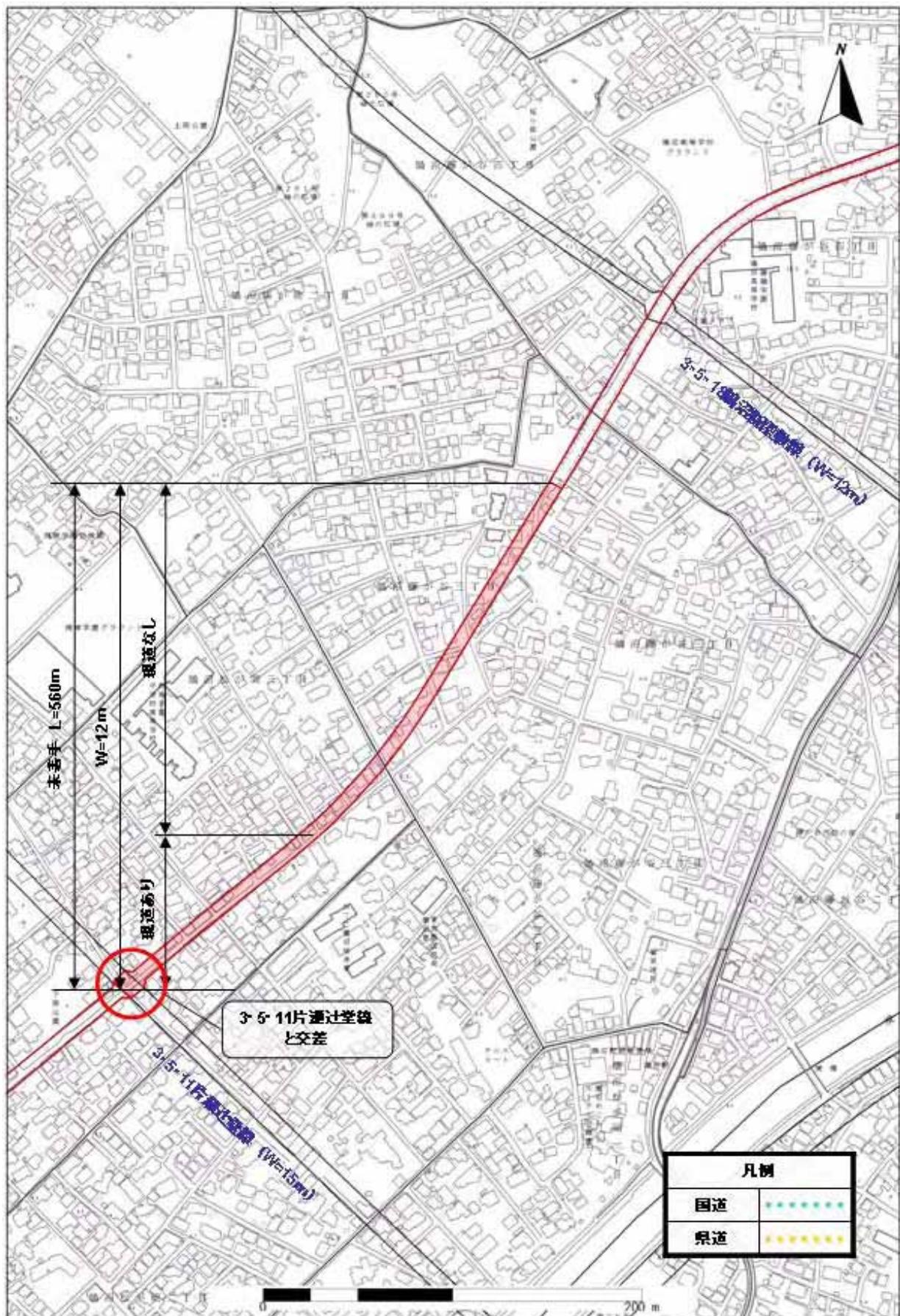
存続候補

- ・防災面において、沿道の延焼危険度が高いことから、延焼遮断帯としての機能が期待されるほか、防災活動道路に位置付けており、避難路、輸送路のネットワーク化にも寄与することが期待される。
- ・既存の街路樹と湘南海岸公園を結び、緑のネットワーク化に寄与するなど、環境機能からの必要性も比較的高い。
- ・北側の整備済の区間と、南側の片瀬辻堂線以南の区間を結ぶ区間であり、都市計画道路の連続性から必要性が高い。
- ・生活道路への入り込み交通が多い地域であることから、それらの集散機能が期待される区間である。

(整備にあたっての留意事項)

- ・第一種低層住居専用地域の住環境に影響を与える可能性があることから、整備の際には住環境への影響を極力少なくするような構造等の検討が必要である。

3・5・17 藤沢駅鵠沼海岸線 区間 - 2



24

藤沢駅鵠沼海岸線

区間-3

当初決定	S32.12.7	最終決定	S51.7.23	経過年数	52 年
代表幅員	12 m	車線数	— 車線	区間延長	760 m
区間の起終点	片瀬辻堂線	～	国道134号	幹線街路の種別	補助幹線街路

区間の概況

・藤沢駅鵠沼海岸線は、都市幹線街路である鵠沼奥田線と主要幹線街路である国道134号とを結び藤沢駅と鵠沼海岸を連絡するとともに、地区内に発生集中する交通を効率的に集散させる機能を持つ補助幹線街路である。当該区間は、片瀬辻堂線と国道134号の間の区間で、その計画地は、そのほとんどが第一種低層住居専用地域の住宅地であり、住宅が建ち並んでいる。区間の全域にわたり、狹小な現道が存在する。小田急江ノ島線と交差するが、現計画では平面交差となっている。

必要性の検証結果 (参考) 必要性の評価点	1 自動車の交通機能	拠点「藤沢」へのアクセス機能を有する。	45
	2 歩行者・自転車の交通機能	江ノ電藤沢駅及び小田急江ノ島線鵠沼海岸駅からの徒歩圏に位置し、人口密度も高いことから、歩行者・自転車の利用者は多く見込まれる。	62
	3 環境機能	既存の街路樹と湘南海岸公園を結び緑のネットワーク化の効果が期待される。	49
	4 防災機能	沿道付近の延焼危険度、避難危険度が「4」の地域があり、延焼遮断帯、避難路としての機能が期待されるほか防災活動道路へ位置付けており、避難路、輸送路のネットワーク化に寄与することが期待される。	65
	5 市街地形成機能 土地利用との整合	沿道の用途地図は第一種低層住居専用地域であるので、土地の高度利用等については、想定していない。	42
	6 他事業との整合	関連する他事業はない。	44
	7 まちづくりとの整合	現行都市マスタープランの鵠沼地区構想において、「優先順位の検討を行い、整備を促進する」と位置付けている。	51
	その他(廃止した場合の影響等)		
	廃止した場合の影響 ・防災活動道路に位置付けており、代替路線が必要である。 ・路線としての連続性が確保できない。		

総合的判断

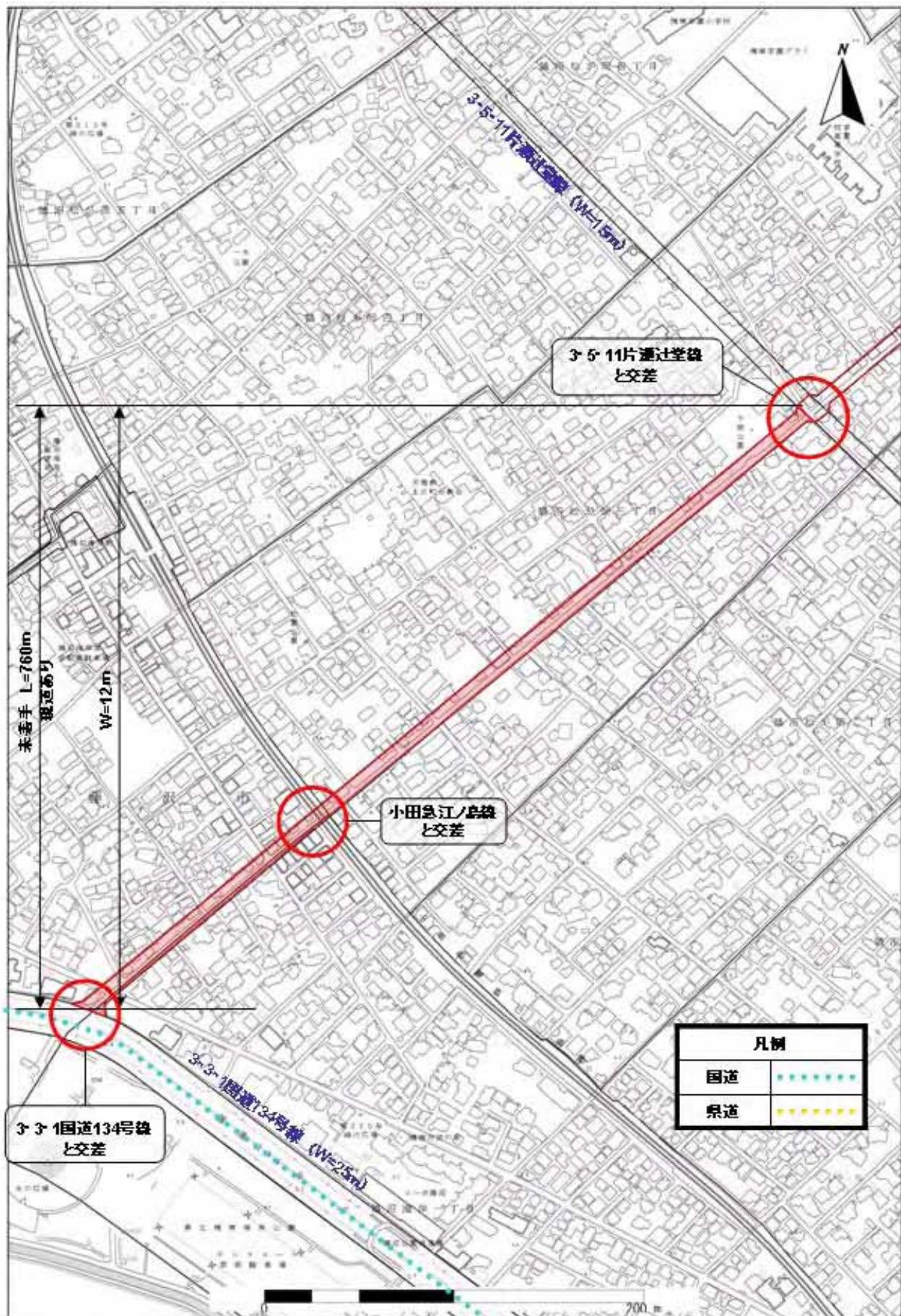
存続候補

- 地区的防災の危険度のうち、延焼危険度、避難危険度が非常に高くなっていることから、延焼遮断帯、避難路として寄与することが期待されるほか、防災活動道路に位置付けており、避難路・輸送路のネットワーク強化にも寄与することが期待される。
- 歩行者・自転車の利用者が多く見込まれ、歩行者・自転車の交通機能からの必要性も比較的高い。
- 生活道路への入り込み交通が多い地域であることから、それらの集散機能が期待される区間である。
- 都市計画道路の連続性を考えたときに、国道134号からのネットワーク形成のためにも、必要な区間である。

(整備にあたっての留意事項)

- 第一種低層住居専用地域の住環境に影響を与える可能性があることから、整備の際には住環境への影響を極力少なくするような構造等の検討が必要である。
- 小田急江ノ島線との交差方式については、地域の分断を解消し、交通を遮断しないような方式を検討する必要がある。

3・5・17 藤沢駅鵠沼海岸線 区間 - 3



25

くげぬまあらやしきせん
鵠沼新屋敷線

区間-1

当初決定	S32.12.7	最終決定	S51.7.23	経過年数	52 年
代表幅員	12 m	車線数	一 車線	区間延長	1,210 m
区間の起終点	鵠沼奥田線 ~ 藤沢駅鵠沼海岸線			幹線街路の種別	補助幹線街路

区間の概況

鵠沼新屋敷線は、主要幹線街路である横浜藤沢線、国道467号及び都市幹線街路である鵠沼奥田線を連絡し、地区内に発生集中する交通を効率的に集散させる機能を有する補助幹線街路である。当該区間は、藤沢駅鵠沼海岸線と鵠沼奥田線の間の区間であり、その計画地は、第一種低層住居専用地域の住宅地である。小田急江ノ島線の「本鵠沼」駅付近では、駅周辺の近隣商業地域を通り抜ける。小田急江ノ島線と交差し、現計画では、平面交差となっている。途中、区間の一部が鵠沼風致地区的区域内である。

必要性の検証結果 (参考) 必要性の評価点	1 自動車の交通機能		48
	2 歩行者・自転車の交通機能	既存の街路樹同士を結び緑のネットワーク化の効果が期待される。	51
3 環境機能		既存の街路樹同士を結び緑のネットワーク化の効果が期待される。	55
4 防災機能		沿道付近の延焼危険度が「4」と高く、延焼遮断帯としての機能が期待されるほか、県指定の緊急輸送路同士を結ぶことから、輸送路のネットワーク強化の機能が期待される。	55
5 市街地形成機能 土地利用との整合		沿道の用途地域は第一種低層住居専用地域であるので、土地の高度利用等については、想定していない。	42
6 他事業との整合		関連する他事業はない。	44
7 まちづくりとの整合		現行都市マスタープランの鵠沼地区構想において、「優先順位の検討を行い、整備を促進する」と位置付けている。	51
その他(廃止した場合の影響等)			
廃止した場合の影響 ・沿道に設定した本鵠沼駅付近の近隣商業地域の用途地域の指定根拠および界線根拠の消失。 ・路線としての連続性が確保できない。			

総合的判断

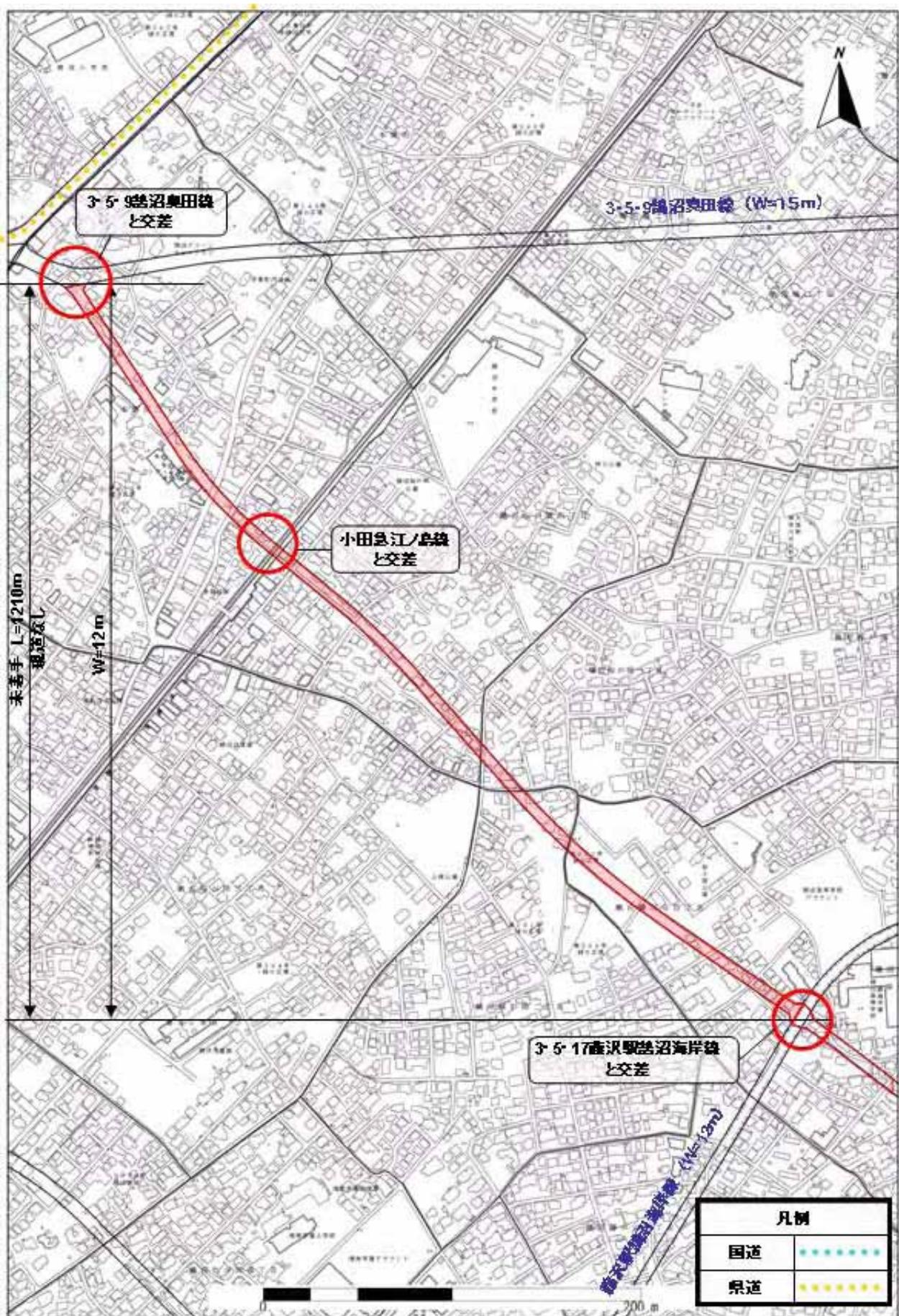
存続候補

- ・延焼危険度の高い区域を通過することから、延焼遮断帯としての機能が比較的高い。
- ・既存の街路樹同士を結び、緑のネットワーク化に寄与することから、環境機能からの必要性が比較的高い。
- ・歩行者・自転車の利用者が多く見込まれ、歩行者・自転車の交通機能からの必要性が高い。
- ・都市計画道路ネットワークの連続性の観点から、鵠沼奥田線と東側の区間を接続する区間であり、必要性は高い。

(整備にあたっての留意事項)

- ・第一種低層住居専用地域の住環境に影響を与える可能性があることから、整備の際には住環境への影響を極力少なくするような構造等の検討が必要である。
- ・小田急江ノ島線との交差方法については、地域の分断を解消し、交通を遮断しないような方式を検討する必要がある。
- ・県道戸塚茅ヶ崎、鵠沼海岸線、鵠沼奥田線、本路線と計4本の街路が藤沢警察署付近のはば同位置で交差するため、交差点形状の検討が必要である。

3・5・18 鶴沼新屋敷線 区間 - 1



当初決定	S32.12.7	最終決定	S51.7.23	経過年数	52 年
代表幅員	12 m	車線数	— 車線	区間延長	480 m
区間の起終点	藤沢駅鵠沼海岸線 ~ 国道467号				幹線街路の種別 補助幹線街路

区間の概況

鵠沼新屋敷線は、主要幹線街路である横浜藤沢線、国道467号及び都市幹線街路である鵠沼奥田線を連絡し、地区内に発生集中する交通を効率的に集散させる機能を有する補助幹線街路である。当該区間は、国道467号と藤沢駅鵠沼海岸線の間の区間であり、その計画地は、ほとんどが第一種低層住居専用地域の住宅地である。区間の一部は、鵠沼風致地区的区域内である。

必要性の検証結果		評価点 46
(参考) 必要性の評価点		
1 自動車の交通機能		拠点「藤沢」への間接的な拠点アクセス機能や、「かながわ交通計画」に位置付けがある国道467号と県道戸塚茅ヶ崎を結ぶ機能が期待される。
2 歩行者・自転車の交通機能		江ノ電柳小路駅等からの徒歩圏に入り、人口密度も高く、歩行者・自転車の利用者は多く見込まれる。
3 環境機能		既存の街路樹同士を結び緑のネットワーク化の効果が期待される。
4 防災機能		延焼危険度が「3」とやや高い地域を通過することから、延焼遮断帯としての機能はやや期待されるほか、県指定の緊急輸送路同士を接続することから、輸送路のネットワーク強化の機能が期待される。
5 市街地形成機能 土地利用との整合		沿道の用途地域は第一種低層住居専用地域であるので、土地の高度利用等については、想定していない。
6 他事業との整合		関連する他事業はない。
7 まちづくりとの整合		現行都市マスタープランの鵠沼地区構想において、「優先順位の検討を行い、整備を促進する」と位置付けている。
その他（廃止した場合の影響等）		
廃止した場合の影響		・路線としての連続性が確保できない。

総合的判断

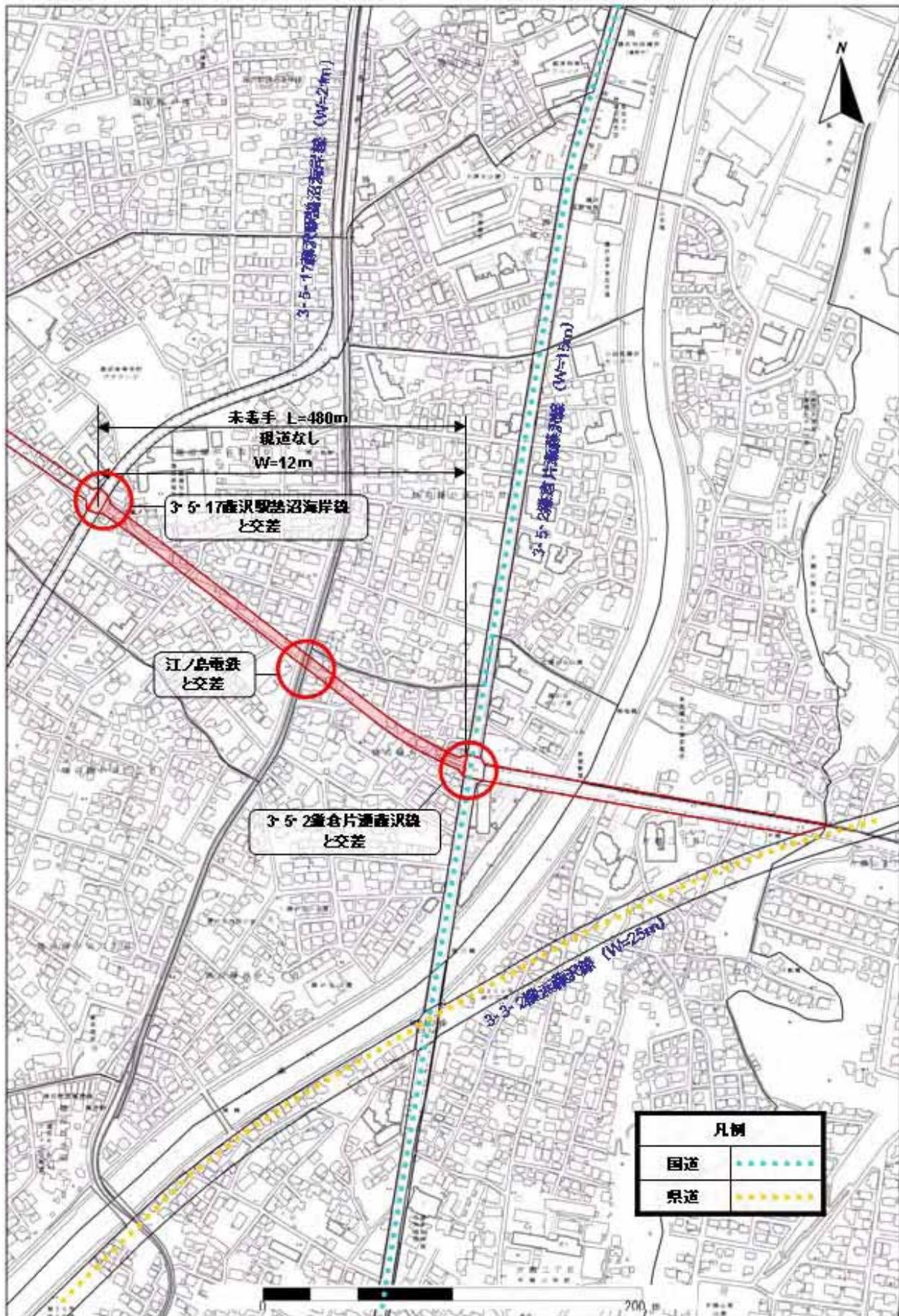
存続候補

- 既存の街路樹を結び、緑のネットワーク化に寄与することから、環境機能からの必要性が比較的高い。
- 歩行者・自転車の通行量が多く見込まれ、歩行者・自転車の交通機能からの必要性も比較的高い。
- 避難路のネットワーク強化の機能や、延焼遮断帯としての機能など、防災面の機能が期待される。
- 都市計画道路ネットワークの連続性確保の観点から、国道467号以東の整備済部分と、西側の区間を結ぶためにも必要性が高い。

(整備にあたっての留意事項)

- 第一種低層住居専用地域の住環境に影響を与える可能性があることから、整備の際には住環境への影響を極力少なくするような構造等の検討が必要である。
- 江ノ電との交差方法については地域の分断を解消し、交通を遮断しないような方式を検討する必要がある。

3・5・18 鵠沼新屋敷線 区間 - 2



当初決定	S32.12.7	最終決定	S51.7.23	経過年数	52 年
代表幅員	12 m	車線数	一 車線	区間延長	650 m
区間の起終点	国道467号 ~ 市道立石西俣野線			幹線街路の種別	補助幹線街路

区間の概況

石名坂立石線は、国道1号と国道467号を連絡し、県道菖蒲沢戸塚へ接続する立石西俣野線へネットワークし、工業団地に発生集中する交通を効率的に集散させる機能を有する補助幹線街路である。当該区間は、国道467号の東側の部分であり、その計画地は市街化区域と市街化調整区域にまたがり、急傾斜で国道467号と立石西俣野線の高低差は非常に大きい。現道は、計画線を挟んで、蛇行するように存在する。

必要性の検証結果		自動車の交通機能からの必要性は低い。	43
(参考) 必要性の評価点		歩行者・自転車の交通機能からの必要性は低い。	47
		環境機能からの必要性は低い。	38
		地域の避難危険度が高くなく、課題が少ないとや、当該区間が避難路のネットワーク化に寄与するような位置付けがないことから、防災面からの必要性は低い。	40
		沿道の用途地域は第一種低層住居専用地域や市街化調整区域であるので、土地の高度利用等については、想定していない。	42
		関連する他事業はない。	44
		現行都市マスターplanへの位置付けはない。	32
		その他(廃止した場合の影響等)	

総合的判断

廃止候補

- すべての検証項目において、評価が低く、必要性が低い区間である。
- 終点側(横浜市側)には、都市計画道路のネットワークが存在していない。

(留意事項)

- 境川特別緑地保全地区の南端に位置する。緑地の拡がりではなく細長い形状であり、緑の回廊として重要な役割を担っている。確認されている貴重種としては、オオタカ、カワセミ等が挙げられ、整備をする場合には、配慮が必要である。
- 急傾斜地であり、高低差が40mほどあるため、整備を行う際には、縦断勾配や、構造の面で、慎重な検討を要する。

3・5・25 石名坂立石線 区間 - 1

